

愛媛県執

発 行 **愛 媛** 県

平成21年12月18日金曜日 第2127号

次 💠 ♦ 目 示

医療機関の指定	1	1091
施術機関の指定	1	1091
介護機関(居宅介護事業者)の指	定1	1091
介護機関(介護予防事業者)の指	定1	1092
指定介護機関(居宅介護支援事業	者)の廃止の届出1	1092
大規模小売店舗の新設の届出の概要	要等1	1092
大規模小売店舗の変更の届出の概要	要等1	1093
土地改良区清算人の就職の届出	1	1093
保安林の指定(2件)	1	1094
建築基準法に基づく指定確認検査	機関の指定の一部改正1	1094
建築基準法に基づく指定構造計算	適合性判定機関の指定の一部改	
正	1	1095
落札者等の告示	1	1095
愛媛県証紙売りさばき人の指定の	取消し1	1095
土地改良事業の工事完了の届出(3件)1	1095
道路の区域変更(県道今治丹原線)1	1096
道路の区域変更(県道玉川菊間線)1	1096
道路の供用開始(")1	1096
町営土地改良事業の施行の同意	1	1097
開発行為に関する工事の完了	1	1097
道路の区域変更(一般国道 441 号)1	1097
道路の供用開始(")1	1097
道路の区域変更(県道大洲保内線)1	1097
公	告	
特定非営利活動法人の設立の認証の	の申請の公告	1098

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数......1098

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示 及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する 協定の適用を受けるものである。

示

第2127号

○愛媛県告示第1551号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療 機関を次のように指定した。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
ふじもと歯科医院	藤 本 秀 幸	大洲市八多喜町甲140番 地 1	平成21年 9月1日
アイビー薬局八 幡浜店	株式会社 Y'sコーポレ ーション	八幡浜市広瀬一丁目7 - 14	平成21年 12月 1 日
よりみつ眼科	医療法人よりみつ眼科	八幡浜市1227番地 3	平成21年 12月 1 日

○愛媛県告示第1552号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開記	设者	の日名	E 名 称	所	在	地	指年月	定日日
スマイル鍼灸接 骨院	近	藤	啓	太	四国中5	快市川之江	I⊞J1856	平成2	

○愛媛県告示第1553号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の所 在 地	居 宅 介 護 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	指定年月日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551 番地 1	小規模多機能型居宅介護虹の 森	北宇和郡松野町大字松丸551 - 1	平成21年10月22日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番 7号	アースサポート株式会社新居 浜在宅サービスセンター	新居浜市西原町二丁目 2 番20 12号	平成21年10月26日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター「結い」じょうへん	南宇和郡愛南町城辺甲2934番 地	平成21年11月 1 日

有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	認知症対応型通所介護いよ	伊予市灘町302番地 1	平成21年11月13日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	認知症対応型通所介護ぐんちゅう	伊予市米湊1131番地 3	平成21年11月13日
株式会社はなみずき	西条市楠甲1490番地 2	ヘルパーステーションはなみ ずき	西条市楠甲1490番地 2	平成21年11月27日

○愛媛県告示第1554号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	* = 4 0 0
プ 的 事 業 有 <i>)</i> の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番 7号	アースサポート株式会社新居 浜在宅サービスセンター	新居浜市西原町二丁目 2 番20 12号	平成21年10月26日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター「結い」じょうへん	南宇和郡愛南町城辺甲2934番 地	平成21年11月 1 日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	認知症対応型通所介護いよ	伊予市灘町302番地 1	平成21年11月13日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	認知症対応型通所介護ぐんち ゅう	伊予市米湊1131番地 3	平成21年11月13日
株式会社はなみずき	西条市楠甲1490番地 2	ヘルパーステーションはなみ ずき	西条市楠甲1490番地 2	平成21年11月27日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター虹	宇和島市柿原1280番地	平成21年11月 1 日

○愛媛県告示第1555号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介護す	支援事業を行う事業所	- 廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 年 月 日
有限会社ほほえみ	伊予市大平甲360番地 2	ほほえみ指定居宅介護支援事 業所	伊予市大平乙215番地 9	平成21年8月31日

○愛媛県告示第1556号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産 業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光 室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ伊予店 伊予市灘町字西 355 番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、代表者の氏名

株式会社マルナカ

香川県高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社マルナカ

香川県高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年8月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,707平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

120台

イ 駐輪場の収容台数

78台

ウ 荷さばき施設の面積

100 5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

45 .1立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時40分から午前0時20分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成21年12月2日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1557号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
ニトリ松山店	松山市中央一丁目86 番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時	平成22年 2月1日	平成21年 12月 7 日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前9時30分から午 後8時30分まで	午前9時30分から午 後9時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1558号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用

する同法第18条第16項の規定により、清算法人内子町土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏 名	住	所
河内紘一藤山春夫	喜多郡内子町五百木123番地喜多郡内子町知清535番地	
内山芳徳	喜多郡内子町城廻2196番地	

○愛媛県告示第1559号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所 南宇和郡愛南町小山2145
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1560号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

西条市黒瀬字円山乙1063の1 (次の図に示す部分に限る。)、 乙818 の107

- (2) 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字丸山乙818の107(次の図に示す部分に限る。)、乙 1063の1
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

新居浜市立川町 589 の 2 ・ 590 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、 583 の 1 、 583 の 2 、 583 の 6 、 585の 1 から 585 の 5 まで、 586 の 1 から 586 の 3 まで、 588 、590 の 1 、 610 の 1 、 610 の 2 、 626 の 1 、 626 の 2

- (2) 指定の目的土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 立川町 583 の 2 、 586 の 1 、 589 の 2 、 590 の 1 、 626 の 2
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1561号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第77条の21第 2 項の規定により指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成15年 6 月愛媛県告示第1344号)の一部を次のように改正し、平成21年12月22日から施行する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地	4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
名 称 事務所の所在地	名 称 事務所の所在地
省略	省略
東予支店 愛媛県西条市大町1412番地 2	東予支店 愛媛県西条市神拝甲276番地 4

省略		省略	

○愛媛県告示第1562号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(平成19年6月愛媛県告示第1172号)の一部を次のように改正し、平成21年12月22日から施行する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後			改 正 前	
2	構造計算	適合性判定の業務を行う事務所の所在地	2	. 構造計算	፤適合性判定の業務を行う事務所の所在♯	也
	名 称	事務所の所在地		名 称	事務所の所在地	
	省略			省略		
	東予支店	愛媛県西条市大町1412番地 2		東予支店	愛媛県西条市神拝甲276番地4	
	省略			省略		

○愛媛県告示第1563号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
シャーリング 3式	愛媛県出納局会計 課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成21年12月3日	株式会社日進機械松山 支店 愛媛県松山市山越四丁 目 5番35号河上ビル	23 ,047 ,500円	一般競争入札	平成21年10月16日

○愛媛県告示第1564号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号		売	IJ	خ	ば	ਣੇ	人		売	12	+	ば	き	所	取消年月日
番号	住			所	氏名又は名称		90	')	さ は	Id	4 C	7/1	以消平月口		
宇第 22号	宇和島市文	文京町 5 番	1号		宇和島南	高等学校	P . T . /	A	宇和島市	文京町	丁5番	1号	宇和島	南高等学	平成21年11月30日

○愛媛県告示第1565号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西条市橘土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	向原下池地区	平成20年 2 月 1 日		

○愛媛県告示第1566号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
県単独補助土地改良事業(か んがい排水)	桜木地区	平成21年 2 月27日		

○愛媛県告示第1567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	上町地区	平成20年 2 月29日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	徳出地区	平成20年 2 月29日

農業用用排水施設整備事業	石経地区	平成20年 3 月20日
暗渠排水事業	石経地区	平成21年 3 月23日
農業用道路整備事業	石経地区	平成21年 3 月23日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	北田野地区	平成21年 3 月24日
県単独補助土地改良事業(か んがい排水)	田野上方地区	平成21年 3 月24日

○愛媛県告示第1568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	今治丹原線	今治市古谷甲551番7から	旧	メートル 4 0~22 0 11 0~42 0	キロメートル 0 .197 0 287	
宗 追	フルガ尿熱	今治市山口甲289番 2 まで	新	11 0~42 0	0 287	

○愛媛県告示第1569号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	玉川菊間線	今治市菊間町長坂1899番 2	IΒ	メートル 45~50	キロメートル 0.011	
*	立川利田家	ブルル利町町 及収1025番 2	新	11 5~12 D	0 .011	
"	ı,	" 今治市菊間町長坂1922番 2		45~50	0 .011	
"	"	フルル利判判 区水 1722田 2	新	10 5~11 D	0 .011	

○愛媛県告示第1570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	今治市菊間町長	>治市菊間町長坂1899番 2						
"	II	今治市菊間町長	坂1922番 2	2					II .

· (1) · (1)

○愛媛県告示第1571号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・土壇地区)の施行に平成21年12月

8日同意した。

平成21年12月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

○愛媛県告示第1572号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成21年12月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建(開)第38号 平成21年12月8日	伊予市下三谷字三反地2965番 4	伊予市下三谷字三反地1150番地 向 井 明 史

○愛媛県告示第1573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		441号 [;]		北宇和郡鬼北町大字大宿1169番	北宇和郡鬼北町大字大宿1169番地先から			キロメートル 1 542	
一般国道		4415		同町大字大宿1885番2まで		新	12 0~29 6	1 537	

○愛媛県告示第1574号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		441号		北宇和郡鬼北町 同町大字大宿18			516				平成21年12月18日

○愛媛県告示第1575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		大洲保内線	大洲市平野町平地360番 1 から 同市平野町平地366番 1 まで	旧	メートル 5.1~6.7	キロメートル 0.102		
	足			新	7 9~11 9	0 .102		

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年12月 1日	特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構	麻 生 俊 介	松山市一番町四丁目 4 番地 1	本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以東下「犯罪者等」という。)が善良を社会の一員経済的に自立することが重要であることにがんが、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等の所び、犯罪者等の円滑な社会復帰と安とにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安は地域社会の実現を図り、もって個人及び共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年12月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 202 672

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24 ,054

- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1 を乗じて得た数とを合算して得た数 267,112
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総 数	同左の3分上の1の数 (松区はかいた) (松区にからないでは、数では、 (松区にからないでは、数では、 (本の1をませいでは、数では、 (本の1をませいでは、 (本の1をきせいではないでは、 (本の1をきせいではないではないではないではないではないではないではないではないではないではな
伊 予 郡	44 253	14 ,751
南宇和郡	21 ,829	7 277
松山市・上浮穴郡	428 ,101	138 ,017
今治市・越智郡	149 ,964	49 ,988
宇和島市・北宇和郡	86 ,972	28 ,991
八幡浜市・西宇和郡	43 574	14 ,525
新 居 浜 市	102 ,969	34 ,323
西 条 市	93 ,712	31 238
大洲市・喜多郡	56 ,551	18 ,851
伊 予 市	32 ,740	10 ,914
四国中央市	76 ,484	25 <i>4</i> 95
西 予 市	37 ,093	12 ,365

東 温 市	28 430	9 <i>4</i> 77
-------	--------	---------------